

# 占領と宗教—比較の中の政教分離原則— —カリブ海諸国と日本(4)

北 原 仁

はじめに

- I 日本国憲法の成立過程と信教の自由
  - 1 ボツダム宣言と神道指令
  - 2 「神道指令」の成立過程
  - 3 国家神道の歴史的観点
- II マッカーサー草案と宗教
  - 1 宗教課と憲法草案作成
  - 2 宗教課担当者の証言
- III 合衆国の膨張と「権利章典」
  - 1 合衆国の膨張
  - 2 信教の自由の比較
  - 3 政教分離と公金支出の禁止規定（以上第26号2号）
- IV 合衆国の占領地の組織法および憲法
  - 1 組織法および憲法の宗教条項の検討
  - 2 公務就任と宗教的宣誓
  - 3 組織法と憲法の宗教規定の検討
  - 4 日本国憲法の制定過程と憲法の文言
- V 1952年のプエルトリコ憲法の制定過程
  - 1 憲法制定議会での議論
  - 2 憲法制定議会における宗教条項に関する議論
  - 3 州憲法と宗教条項
- VI プエルトリコ憲法と司法審査
  - 1 合衆国連邦最高裁判所とプエルトリコ（以上第27号2号）
  - 2 プエルトリコの司法制度
  - 3 司法権と司法審査
    - (1) 訴訟要件と最高裁判所判例
    - (2) 司法審査と憲法判断回避の準則
  - 4 プエルトリコの司法審査基準
- VII プエルトリコにおける信教の自由と政教分離原則
  - 1 原告適格—政教分離原則と納税者訴訟
  - 2 信教の自由・政教分離原則と最高裁判所判例
  - 3 政教分離原則をめぐるプエルトリコ最高裁判所判決
    - (1) 政教分離原則とプライバシーの権利（第28号1号）
    - (2) カトリック教会と学校—団体内部の自治と政教分離原則
      - (i) サン・ホルヘ学院事件判決
      - (ii) ビラール聖母学校事件判決
    - (3) 公金支出の禁止と学校教育

- (i) 教員団体事件判決—「支援」の意味
- (ii) 少数意見とエヴァンソン判決
- (iii) 少数意見とウォーラス対ジャフリー判決
- 4 政教分離原則の判例と解釈
- VIII 憲法解釈と物語
  - 1 分離の「壁」の物語
  - 2 相対的分離の物語
- IX 合衆国の膨張と宗教の自由・政教分離原則
  - 1 領土獲得と宗教
  - 2 合衆国の占領と宗教—フィリピンとハイチ
- X 結論にかえて (以上本号)

## (2) カトリック教会と学校一団体内の自治と政教分離原則

### (i) サン・ホルヘ学院事件判決

ペンテコステ派教会事件判決では、連邦最高裁のレモン判決とプエルトリコ最高裁のピラル学校事件とが関連づけられて引用されていた。そこで、このピラル学校事件判決の分析が必要となる。ただし、この判決は、労働問題に関するものであるので、これと同様の宗教団体が運営する学校の閉鎖と労使関係をめぐるアゴスティーニ事件をまず考察しておくことにする。

この事件では、カトリック教会が経営する学校の閉鎖を決めた司教の命令の効力が争われた<sup>1</sup>。最高裁判所は、次のように述べている。

プエルトリコ憲法の政教分離原則は、「国家と宗教の理想的な関係から別々の二つの活動分野を認めることが求められているというマディソンの理論を反映したものである。解決すべき根底的な問題は、司法権が司教の学校閉鎖命令という行為を審査しなければならないのか否かということである。国家と教会というこれら二つの権力分野は、互いに混じり合っているのが常である。しかし、国家の行為は、世俗的観点からすべて正当化されうるわけではない。したがって、この事件の本当の決定要素は、司法権の干渉が許されるほどに重要な世俗的な利益があるか否かである」。

最高裁は、このように問題を立てたうえで、次のように結論を導く。「答えは、否である。国をこの争訟に巻き込むことは、教会と国家の分離原則の中核部分を侵すであろう。学校が本当のカトリックの教えの要件を満たしているか否かを定めることは、信仰の根本問題である。教会がその団体の他の構成員に

1 *Agostini Pascual v. Iglesia Católica*, 109 D.P.R. 172 (1979).

明らかに恣意的、違法にまたは不適正に抑圧するかたちでこの種の問題を決めたのではない場合には、国は、教会の決定に干渉するのを控えなければならない。このような争訟で宗教原理を宣言することは、国の責務ではない」と。

つまり、学校の閉鎖の命令は、カトリック教会内部の問題であって、司法権であっても公権力が干渉すべきではないと判断したのである。

サン・ホルヘ学院事件も、教会が経営する学校の教師の雇用問題に関するものであるが、最高裁判所判決の賛成意見は、プエルトリコ労働関係委員会の管轄権をの次のように述べ、否認した<sup>2</sup>。

本件は、「カトリック教会がプエルトリコに設立し経営する学校で働く教師の解雇を不服とする争いに関するもの」であり、宗教教育にかかわる教師の資質の問題が扱われていた。プエルトリコ最高裁は、合衆国連邦最高裁の一連の判決を引用しつつ<sup>3</sup>、次のように判示した。「労働関係法は、……世俗の目的と効果を有するが、これを適用すると、国は基本的に宗教原理に基づいて、宗教原理に融合している活動に過度に介入し、干渉することになる」と説明している。

ただし、これに対して憲法制定会議の代議員でもあったトリアス・モンヘ主席裁判官は、少数意見で次のように批判している。

「たとえば、合衆国では国家と教会の分離の『壁』の高さが論じられていた

2 *Academia San Jorge v. J.R.T.* 110 D.P.R. 193 (1980).

3 *NLRB v. Catholic Bishop Chicago*, 440 US 490 (1979); *Committee For Public Education V. Reagan*, 444 US 646 (1980); *Meek v. Pittenger*, 421 US 439 (1975).

全国労働委員会 (the National Labor Relation Board) 事件は、カトリック教会の経営する学校の教員の労働組合が交渉団体として正式に認められたのに対して、学校側が憲法の修正1条を根拠に不服を申し立てた。これに対して、連保最高裁は、宗教と世俗の科目の双方を教育する教官が運営する学校は、全国労働委員会の管轄に服さないと判示した。

公教育委員会 (Committee For Public Education) 事件は、ニューヨーク州の命じたテストと報告について公金から費用を払い戻したことが違憲として争われたが、最高裁は、これを合憲とした。「立法は、それが世俗的な立法目的を有し、その主要な、または第一の効果が宗教を援助も妨害もせず、国と宗教との過度なかわりを醸成しないのであれば、国教設立禁止条項に違反しない」という基準を引用している。

ミーク (Meek) 事件も、ペンシルベニア州による公立学校以外の教育に対する援助が問題となった事件である。最高裁は、レモン判決を援用して、これを合憲とした。

時代があった (Everson v. Board of Education, 330 US 1, 16 (1947))。それは、一般化しすぎて、あまり意味がふくらみすぎた表現の時代であった。ここから、特定化の、つまり限定的で慎重な主張へと移っていった」とし、レモン判決を引用して次のように述べる (Lemon v. Kurtzman, 403 US 602, 614 (1971))。

「あらゆる宗教の国教化に関する条項については、……伝統的に以下の三つの基準を満たさなくてはならない。すなわち、立法は、世俗目的であること、その第一の効果も世俗的でなくてはならないこと、および立法が、宗教との過度な関わりを促さないことである」と。しかし、「本件に含まれる宗教的利益を守ろうとするのは適切なことであるが、多数意見は、過度の干渉の要素を分析するに際して、あまりに広い基準を採用している。このことから、他の労働法との関係で深刻な問題が生じている。労働関係法が適用されないのであれば、労働の合理的基準に関する連邦法や同一労働同一賃金法は適用されないのだろうか。そして、差別から労働者を守るために定められた多くの州法はどうなのだろうか」と批判する。

教会と国家との分離に関する規定の決定的な基準は、当該行為の中立性である。「国は、許可の利益になるか、または不利益を与えることを主要な目的として活動できない。労働関係法は、国の労働者階級の全般的な利益のために制定された。前述のように、この法律の主要な目的と効果は、完全に世俗的なものである」と論じている。

(ii) ピラール聖母学校事件判決

ディアス対ピラール聖母学校事件も、学校での労使関係の問題(教師の解雇)を通じて、政教分離原則の適用範囲が問われたものである<sup>4</sup>。

プエルトリコ最高裁判所は、合衆国連邦憲法修正1条の規定とプエルトリコ憲法2条3節の規定を対比して、合衆国憲法には、国教設立禁止条項はあっても政教分離原則が掲げられていないことを指摘しく、次のように述べる。

「最高裁判所は、合衆国憲法に類似の規定について、連邦最高裁判所が認めてきた保護よりも、自由連合国憲法に認められた個人の権利を保護することができるが、宗教条項に関して、最高裁判所は、こうしたさらなる保障を認めるについて、まったくあい反する二つの要請、つまり、①いかなる国教も設立し

4 *Díaz Hernández v. Colegio Nuestra Señora del Pilar*, 123 D.P.R. 765 (1989).

ないという要請と、②宗教の自由な行使を妨げないという要請との微妙な均衡を崩さないように特に配慮しなければならない」と。

政教分離原則については、ここでもレモン判決を引用し、「政教分離原則違反となる基準として「(a)不服の申し立てられる法律または行為が、世俗目的を有すること、(b)その第一または主要な効果が宗教を促進、または阻害しないこと、(c)国が宗教問題に過度に入りこむか、または干渉するがままにしてはならない」こととして、次のように説明する。

「日々の暮らしの中では、教会と国家の活動領域は、互いに混じりあっているのが普通で、その結果、とうぜんそれぞれの権力の作用は、他方の領域に反映しうる。このような相互の関係から、こうした作用が自動的に違憲となるわけではない。国の行為は、世俗的な見地から正当化されうるし、教会当局と過度にかかわらないのであれば、完全に憲法と調和できるのである」と。

### (3) 公金支出の禁止と学校教育

#### (i) 教員団体事件判決—「支援」の意味

プエルトリコ憲法2条5節3項は、「公教育制度を設け、これは、無償で完全に無宗派によるものとする」と定め、同節5項は、「……国に属さない学校または教育施設の維持 (sostenimiento) のために公有財産も公金も用いてはならない」と規定する。さらには、6条9節は、「公共目的および国家制度の維持と運営のために、いずれの場合にも法律による場合にのみ、公共財産と公金を支出しなければならない」と定め、公金と公有財産に関する規定を置いている<sup>5</sup>。こうした規定は、合衆国憲法には見られないものであって、特に、2条5節3項と5項の規定は、学校教育に関して政教分離原則の派生原理を明記したものであると考えられる。

これらの規定については、公立学校の生徒の両親がその子女を私立学校に転校させるのを補助するために一定の経済的な促進策を設けた規定（1993年の9月3日の法律第71号）が国家に属さない教育施設の支援のために公金利用の禁止を定めるプエルトリコ憲法2条5節に反するとして、教師団体が訴えを提起した事件がある<sup>6</sup>。この事件は、こうした特別奨学金は、教会と国家との完全

5 拙稿「合衆国の占領と憲法—各国憲法と連邦組織法の法文対照表」『駿河台法学』25巻1号（2011年）162頁。

な分離を設ける自由連盟国 (ELA) 憲法第2条第3節のみならず、(国家によるいかなる宗教も国教とすることを禁ずる) 連邦憲法修正第1条および国に属さない学校の支援のために財産または公金の利用を禁ずる前記第2条第5節を侵害するとして、教師団体が訴えを提起したものである。そして、この事件まで、最高裁が教育支援の内容について詳細に考察していなかったと指摘されているように、教育支援と政教分離原則について初めて詳細な基準が示された重要な事件でもある<sup>7</sup>。

この事件では、理論的にまず教員団体の原告適格の有無が争われた。最高裁は、古典的な原告適格の基準を適用し、教員団体に原告適格を認めた<sup>8</sup>。

次いで、最高裁は、「支援 (sostenimiento)」という概念を定義する。その際、1952年憲法の制定会議の議論を援用する。憲法制定会議の議事録によれば、委員会が作成した提案では、私立学校での「教育 (enseñanza)」に対する公金の支出は、禁じられていたというのである<sup>9</sup>。憲法制定の本会議では、禁止の範囲を拡大するという了解の下で、この言葉は、「支援」に替えられたと論ずる<sup>10</sup>。

憲法制定会議は、「教育にかかわらない一定の役務を児童に提供することを妨げられない」という文言を追加した。「教育とかかわらない」と考える事例として、つまり学校給食、通学、歯科検査、ミルクスタンドが挙げられている。つまり、「この条項は、①役務は、教育とかかわらないものであること、②役務は、私立学校と公立学校の児童に差別なく一般的に利用できるものであること、を少なくとも前提としていることも強調されなければならない」のである<sup>11</sup>。

したがって、最高裁は、当該立法の規定 (第6条(c)) は、「私立学校を支援する効果を有するゆえに違憲である。私立学校に実質的な援助を与えることは、私立学校の教育的使命を促進することに直接的に貢献する。その上、公立学校には利用できない特別の利益を認めることで、私立学校を不当に優遇している」と結論する<sup>12</sup>。

6 *Asociación Maestros P.R. v. Serio, Educación* [(Torres)], 137 D.P.R. 528 (1994).

7 FIGUERORA MORALES, Milton Javier, "La constitucionalidad de los nuevos valores educativos," *La Revista de Derecho Puertorequeno*, Vol. 35, (1996), p. 25.

8 *Ibid.*, p. 543.

9 *Diario de Sesiones de la Convención Constituyente de Puerto Rico*, 1952, pp. 1790-8.

(ii) 少数意見とエヴァソン判決

以上のような多数意見に対して、ネグロン・ガルシア (Negrón García) 裁判官は、以下のように少数意見を展開する。

ガルシア裁判官は、その意見の冒頭において、「教育に対する憲法上の権利の概念的枠組みと環境」について論ずる。

「奨学金を通じての両親に対する直接的な補助金は、相対的な平等を促す国家の憲法上の措置の一つであり、これによって、貧富の差を問わずすべての者がその子女の教育を受ける自由を行使することも可能となる。補助金を正当であるとすることによって、プエルトリコの階級の相違を促進してきたエリート主義の私学教育を解放している。同時に、経済的困窮を緩和するのであるが、困窮は、教育の機会の最大の障碍の一つであり教育上のゲッターがいつまでも生ずるように作用してきたからである。まともな教育に対する憲法上の権利は、単なる文書や名目上の自由を賞賛することで学校の机に根付くわけではない。

今日、判決文を確認すると、多数意見は、貧しい親とその子供たちが憲法の権利章典に具体化されている人間の尊厳と平等の理想に近づくことが、不可能とまでは言えないものの、難しくしているような不正な裁定を反映している」

10 注(6), *Asociación Maestros P.R. v. Serio. Educación*, 137 D.P.R. 545. つまり、憲法委員会の起草した原案をさらに限定したのである。最高裁は、ここでもトゥリアス・モンへの著書を引用している。該当する文章は次のとおりである。

「憲法制定会議は、こうした勧告の微妙な設計を揺るがすことはなかった。それどころか、宗派によるものであろうと世俗のものであろうと、私立学校の、または何らかの教団の施設の維持もしくは利益になるような公金の利用のすべての途をふさごうとする意志をますます明確にしたが、ただし、こうした私立学校または施設が児童の保護もしくは福利のために提供される非教育的サービスから間接的に利益をえる場合は例外とする。そのために、憲法制定会議は、委員会による勧告の第2の条項を修正し、『教育 (enseñanza)』という語を『支援 (sostenimiento)』に置き換えたのであるが、このことによって、2条5節に『国に属さない学校または教育施設の維持 (sostenimiento) のために公有財産も公金も用いてはならない』と規定されることとなったことを指摘しておかなければならない。この修正は、禁止の範囲を拡大し、国家と教会の分離の原則をさらに明確にしようとする明確な提案の下になされたのである」。TRÍAS MONGE, *Historia constitucional de Puerto Rico*, Vol. III, Editorial de la Universidad de Puerto Rico, 1982, pp. 179-80.

11 注(6), *Asociación Maestros P.R. v. Serio. Educación*, 137 D.P.R. 546.

12 *Ibid.*, pp. 548-9.

と<sup>13</sup>。この少数意見によれば、このプエルトリコ憲法の「権利章典」2条1節の人間の尊厳と平等原則および同条5節の教育を受ける権利を引用しつつ<sup>14</sup>、プエルトリコ憲法は、「政治的多元主義に基づく自由で民主的な社会を維持しようとしている」のであって、生徒の両親が自由に学校を選ぶ可能性も保障しているというのである<sup>15</sup>。

そして、憲法制定会議でのトゥリアス・モンへの発言（政教分離原則は「合衆国連邦最高裁判所の解釈によってその規範を展開できるだろう」）を捉えて、合衆国の判例理論をプエルトリコも取り入れていると論じ、それが「生徒の利益の法理であって、これは、国家が学齢期の児童に提供する利益は、支援とはならず、合衆国憲修正第1条の言葉の意味で国教設立とはならないのである」と主張する<sup>16</sup>。

また、少数意見は、エヴァソン対教育委員会事件判決を援用し<sup>17</sup>、この判決の「児童の福利論 (la doctrina de beneficio a la niñez)」を論拠とする<sup>18</sup>。そして、少数意見は、多数意見が「援助」の意味をあまりに広く取りすぎて、か

13 *Ibid.*, p. 578.

14 2条1節「人間の尊厳は、これを侵すことはできない。すべての人は、法の前に平等である。人種、肌の色、性別、出生、出身または社会的身分を理由とする、また政治的または宗教的意見を理由とするいかなる差別も設けることはできない。公教育制度と法律は、基本的な人間の平等というこの原則を具体化するものとする。」注(5)前掲・「合衆国の占領と憲法—各国憲法と連邦組織法の法文対照表」, 208～9頁。

2条5節「すべての者は、人格の十分な発展と、人間の権利と基本的自由の尊重の強化を涵養する教育の権利を有する。自由でまったく宗派によらない公教育制度が設けられるものとする。初等、中等および国の事情から許されるところまで、教育は無償とし、初等学校は、義務とされなければならない。初等公立学校への支援義務は、国の事情から許されるところまで、本節に規定されているところに従うが、国の庇護を受けずに設けられた学校で初等教育を受ける者にも適用されると解されてはならない。国に属さない学校または教育施設の維持のために公有財産も公金も用いてはならない。この規定の内容をもって、児童の保護または福利のために法律で定める教育にかかわらないサービスを、国が児童に提供するのを妨げてはならない」(同前, 162頁。Art. II. Sec 5 de de la Carta de Derechos, Conatitución del Estado Libre Asociado de Puerto Rico, TRÍAS MONGE, *Historia constitucional de Puerto Rico*, vol. IV, cit., p. 414.)

15 注(6), *Asociación Maestros P.R. v. Serio. Educación*, 137 D.P.R. 580.

16 *Ibid.*, p. 595.

えて市民の権利を制約し、「その結果、富む者と富まざる者との教育の機会と選択肢の違いがますます顕著になる」と批判する<sup>19</sup>。さらに、この少数意見は、連邦憲法修正1条の国教禁止条項は、法律第71号の特別奨学金を禁じていないとして、合衆国連邦最高裁判例にそって詳細に援助の意味を考察する。その内容を整理して列挙すれば、以下のとおりである。

①教育の範囲内で、州は通学費の払い戻しができる<sup>20</sup>。

②宗派的でない図書を生徒に提供できる<sup>21</sup>。

③しかし、世俗的な図書であっても、直接宗派的学校に付与、または贈与することはできない。教育費に対し減税措置をとることは、許される<sup>22</sup>。

④上記の場合(③の事件)には、生徒のすべての親が減税を利用できたが、ナイキスト事件では、ほとんど同じ法律が、私立学校で学んでいる児童の親だけが減税を利用できるというので、違憲とされた<sup>23</sup>。

⑤障害をもつ生徒が教会の聖職者養成のキリスト教大学で学ぶための奨学金を利用するのは正当であるとした<sup>24</sup>。

⑥聴覚障害の生徒には授業で通訳者を提供することができ、通訳者は公務員であって、宗教の授業で教師の発言を生徒に翻訳するために授業に参加していても、国教禁止条項に反しない<sup>25</sup>。

そして、少数意見は、プエルトリコ最高裁判所判例のディアス対ピラール聖

17 *Everson v. Board of Education*, 330 US 1 (1947). この判決の意義は、次のように指摘されている。「この事件は、国教設立禁止条項の意味について現代の初めての争訟を象徴するものであった。エヴァソン事件で、修正1条の国教設立禁止条項は、州に適用され、この条項について詳細な定義がなされ、これがその後の先例となっていた」と。HARTMAN, Gary, MERSKY, Roy M., & TATE, Cindy L., *Landmark Supreme Court Cases: The Most Influential Decisions of the Supreme Court of the United States*, Checkmark Books, New York, 2007, p. 455.

18 *Ibid.*, p. 597.

19 *Ibid.*, p. 600.

20 注(17), *Everson v. Board of Education*, 330 US 1 (1947).

21 *Board of Education v. Allen*, 392 US 236 (1968).

22 *Mueller v. Allen*, 463 US 388 (1983).

23 *Committee for Public Education v. Nyquist*, 413 US 756 (1973).

24 *Witters v. Washington Dept. Services for the Blind*, 474 US 481 (1986).

25 *Zobrest v. Cataline Foothills School Dist.*, 509 US 1 (1993).

母学校事件 (Díaz v. Nuestra Señora Colegio del Pilar) が依拠したレモン事件判決 (Lemon v. Kurtzman, 403 US 602 (1971)) の三要件と連邦最高裁判例の分析を援用しつつ、当該法律を全体的に考察されなければならないと論ずる<sup>26</sup>。

レモン判決の最初の要件は、法律が「明らかに世俗目的を反映している」ことであり (Nyquist, 413 US, p. 773), 第71号は、この要件を完全に満たしている<sup>27</sup>。

レモン判決に従えば、法律第71号は、宗教を促進または援助するという顕著な効果をもたない。貧しい国民を差別するために宗教に対する想像上の支援を口実とすることはできない。政府の施策が市民の特定の階層全般に中立的な形で利益を提供するときには、宗派的施設が緩和されて財政的利益を受けることがありえても、政教分離原則に反するものではない (Bowen v. Kendrick, 487 US 589 (1988) を引用する *Zobrest v. Catalina Foothills School District*, 509 US 1 (1993).)<sup>28</sup>。

最後に、レモン判決の第三の要件は、法律第71号によって国家が宗教問題に過度にかかわることにはならないために、何の問題もないと結論づけている<sup>29</sup>。

### (iii) 少数意見とウォーラス対ジャフリー事件

レボリヨ・ロペス (Rebollos Rópez) 裁判官も、少数意見を述べている。この意見の興味深い点は、アゴスティーニ判決に依拠しつつ<sup>30</sup>、レモン判決の3要件に言及する際に、政教分離原則の歴史に触れている点である。合衆国憲法修正1条は宗教の自由と国教設立禁止を定めているが、プエルトリコ憲法2条3節はさらに政教分離原則を規定している。この原則は、長い歴史を有しており、政教分離原則から、「国家と宗教との理想的な関係から、それぞれの活動領域を承認することが求められる」。ウォーラス対ジャフリー判決は、「エンドースメント (endorsement) ・テスト」を提示したことで知られているが<sup>31</sup>、その少数意見のウィリアム・レンクイスト (William Rehnquist) 連邦最高裁判所首席裁判官の歴史分析を引用して、ロペス裁判官は、次のように述べる<sup>32</sup>。

26 *Ibid.*, p. 611.

27 *Ibid.*

28 *Ibid.*, p. 602.

29 *Ibid.*, p. 604.

30 注(1), *Agostini Pascual v. Iglesia Católica*, 109 D.P.R. 172, 175 (1979).

31 芦部信義『憲法学Ⅲ人権各論(1)』(有斐閣, 1998年) 167頁。

「ジェームズ・マディソンとトーマス・ジェファソンは、国家と教会の間に『分離の壁』が存在しなければならないとはけっして考えていなかったし、それどころか、レンクイスト裁判官が自から明らかにしているところによると、マディソンとジェファソンの思想は、連邦憲法修正1条に定められた禁止というのはある宗教を国教とすることを阻止し、国家が宗派間で差別するのを禁ずるということに向けられているにすぎないという趣旨であった」と<sup>33</sup>。さらに、ロベス裁判官は、一連の政教分離原則に関する連邦最高裁の判例を引用し<sup>34</sup>、「教会と国家の『絶対的な分離』の理論は、連邦最高裁判所が実務上放棄している」と論じて、法律第71号は、レモン判決の三要件を充足しているというのである。

32 *Wallace v. Jaffree*, 472 U.S. 38, 90 (1985).

33 注(6), *Asociación Maestros P.R. v. Serio. Educación*, 137 D.P.R. 622.

34 *Lemon v. Kurtzman*, 403 U.S. 602, 614 (1971); *Tilton v. Richardson*, 403 U.S. 672, 676, 678 (1971); *Wolman v. Walter*, 433 U.S. 229, 236 (1977); *Lynch v. Donnelly*, 465 U.S. 668, 673 (1984).

ティルトン対リチャードソン事件は、レモン判決と同じ日に判決が言い渡された。この事件は、1963年の高等教育施設法は、私立大学への補助金の使用について監督を義務付けていたが、この監督を20年後に廃止するというようになっていた。これに対して、納税者の団体が、20年後に資金が宗教目的に転用されるとして出訴したものである。連邦最高裁の多数意見は、高等教育ではより高い学問的自由が保障れるとして、当該法律を合憲とした。したがって、「同じ日に言い渡されたティルトン判決とレモン判決の違いから、高等教育施設に対する援助の方が、容易に初等教育や高校教育よりも合憲性テストに合格するということが示されている」(HARTMAN, MERSKY, & TATE, *op. cit.*, p. 326.)。

ウォルマン対ウォルター事件は、オハイオ州の州法は公立ではない学校の生徒にも様々な援助を規定していたが、教科書・試験・採点、健康診断、教材、見学旅行に対する援助が修正1条に反するとして争われたものである。教科書・試験・採点、健康診断は、一般福利サービスの範囲であって合憲としたが、生徒・保護者の教材購入の補助金は宗教目的に転用されるし、見学旅行は教育と直接関係しないとして違憲とした。

リンチ対リチャードソン事件は、ロードアイランド州ポータケット (Pawtucket) 市がクリスマスにイエス生誕の場面を飾り付けたことが、修正1条に反するとして争われたものである。連邦最高裁の多数意見は、飾りはクリスマスの季節の一部であって、世俗目的であるとして合憲と判断した。この判決では、レモン判決の3つテストが用いられず、「合憲性の判断において、現状 (status quo) を追認した」と評されている (*Ibid.*, p. 317.)。

## 4 政教分離原則の判例と解釈

政教分離原則は、多様な側面をもち、先に紹介した判決は、その一部に過ぎない。そこで、プエルトリコ最高裁判所による憲法2条3項の解説を手掛かりに要約すれば、以下のとおりである<sup>35</sup>。

①土地の譲渡—有償の権原 (Cesión de terrenos—A título oneroso) 国と教会の取引が完全に商業的なものであると考えられるときは、取引は、教会と国家の分離を規定する憲法規定を侵害せず、国に属しない制度を維持するために、財産や公金を用いてはならないという原則に支配される。

教会と国家との間で行われた取引において有力な基準は、取引が完全に商業的なものであって、他のいずれの団体とも同じ条件で行われると考えられるのであれば、教会と国家の分離を定める憲法規定を侵害しないとしている。

②土地の譲渡—無償の権原 (Cesión de terrenos—A título gratuito) 宗教団体に対する市町村の公有地の無償譲渡は、教会と国家の分離という憲法原理と、1902年2月27日の法律に明らかに違背する。

③公園 (Plazas) 公園の利用については、市町村は、同一の形式と、他のグループに認められるのと同じ規則に従って、宗教団体に認めなければならない。

④児童の利益 (Beneficio a la niñez) 児童の利益という法理によって、直接的に生徒を援助するときには、教会と国家の分離の原則を侵害しないと考えられる<sup>36</sup>。

⑤騒音 (Ruidos indeseables) 国が信者の宗教的傾倒と信条に干渉することはできなくとも、参加の仕方が家族のプライバシーの権利を無にしてしまうほどに侵害するときには、この仕方に干渉することができる<sup>37</sup>。

⑥宗派の目的のための公金 (Fondos públicos para fines sectarios) 施設の活動がおもに世俗的なものであって、基金が宗派色のない活動に用いられるのであれば、連邦と州の裁判所は、これを合憲としていている。世俗的活動と宗

35 Artículo 2-3: Libertad de culto, La Rama Judicial de Puerto Rico, <http://www.ramajudicial.pr/leyes/constitucion/articulo2-3.htm>; La Constitucion del Estado Libre Asociado de Puerto Rico, <http://myslide.es/documents/constitucion-del-estado-libre-asociado-de-puerto-r.html>

36 「児童の福利論」である。

37 これについても、拙稿27号1号(Ⅶ3(1))で解説した。*Sucesión de Victoria v. Iglesia Penntecostal*, 102 D.P.R. 20 (1974).

教的活動がしっかり混じりあって分別がむつかしくなっているなら、その場合には、宗教的信条を促進して、他の信条を不利に取り扱うことになり、プエルトリコ憲法と連邦憲法に定められているところに反する。宗教団体傘下の何らかの組織または施設に対する国の援助が国教設立禁止条項に違背するか否かを判断する鍵は、宗教的性格をもつ活動から世俗的な活動がどれだけ独立しているかによる。

⑦公共の場の利用 (Usos de locales públicos) 公教育省が、その会議場で宗教儀式を執り行うことを一年前から後援した行為は、宗派活動であるので、全体的に法律の規定により禁止されている。

宗教目的のための公共財産の継続的・規則的な利用に対置される時局的または一時的な利用は、一州の裁判所の様々な意見によってであるが—このような利用方法が教会と国家の分離の原則に違背するか否かを定める重要な基準である。

⑧行政作用 (Actuación administrativa) 信教の自由の条項により、政府の活動が疑問とされるときには、関係当事者は、国家がその活動を正当化するような公益を有しない、あるいは宗教行為のさいに実体のある負担または責任が国の活動に課せられたということを証明しなければならない。

労働関係委員会の管轄権の行使には、決定の個別的な条件においては、この節に従って—カトリック教育の初頭、中等および高等学校—申立人の憲法上の権利と抵触するような干渉をともなっていたであろう<sup>38</sup>。教会に影響しうる国家の行為も、世俗的な観点から正当化されるのであれば、無効ではない<sup>39</sup>。基本的に信条の問題に解する争訟で宗教原理を宣言することは、国の役割ではない。

⑨教育ローン (Créditos por educación) 教会と国家との完全な分離の原則に照らせば、宗派的教育の市立学校に子女を通わせる両親または法律上の責任者の寄付としてローンを貸与することは、違憲となりうる。

⑩解釈 (Interpretación) 信徒とその居会との間で土地家屋の権原をめぐる争いを裁定しても、これは、宗教問題に国が過度に干渉することにはならず、教会と国家の分離および宗教の自由の条項を侵害しない<sup>40</sup>。

38 この問題についても、次の事件ですでに論じた。注(2), *Academia San Jorge v. Junta de Relaciones del Trabajo*, 110 D.P.R. 193 (1980).

39 この問題についても、次の事件ですでに論じた。注(1), *Agostini Pasual v. Iglesia Católica*, 109 D.P.R. 172.

契約上の争い裁定するためには、教理、信条または教会の内部組織の問題に判断を下さないかぎり、民事裁判所は、裁判権を行使しなくてはならない<sup>41</sup>。

「カトリック教会の教理と道徳の定め」に反したことをもって、女性教師を停職とした学校の決定は、有効である。というのは、この規定は、教会法典の命ずるところに対応しており、当該の女性教師も、学校の雇用契約に署名した際、この条件を自発的かつ自由に受け入れたからである<sup>42</sup>。再婚するについてカトリック大学がその教授に設定された制約は、プライバシーの権利に反しない。教育機関とカトリック教会との間の結びつきは、教育機関を宗教機関に変えるほどに強く、機関の決定が根拠とした一般的な規定は、教会法に基づくものであるからである<sup>43</sup>。

⑪ローマ教皇庁 (Curia Romana) カトリック教会の中では、「教皇庁」は、諸機関一聖庁、裁判所および聖職一の統括者であって、この機関を通じて、教皇は、教会の統治権を行使するのである<sup>44</sup>。

⑫司法の介入 (Intervención judicial) 司法権は、干渉が許される十分な重みの世俗的利益が存在することを証明すれば、不服の申し立てられた教会の行為を審査する権能を有する<sup>45</sup>。

提出された事件 (カトリックの高等学校の父母のグループが、本当のカトリックの教えと学問水準を満たさないことを理由として、教会当局の命じた学校の閉鎖を禁止命令により阻止するようもとめる) の事実が検証され、最高裁判所は、干渉が許される十分な重みの世俗的利益は存在しないと判示している。この事件の状況で提起された争いに国が介入することは、教会と国家の分離という法理の精神そのものにたいする侵害となったであろう<sup>46</sup>。

カトリックの高等学校が本当のカトリック精神の要件—この事件では、教会

40 *Amador v. Conc. Igl. Univeisidad de Jesuscristo*, 150 D.P.R. 571 (2000).

41 *Mercado Rivera v. Universidad Católica de P.R.*, RE-90-577 (1997).

42 *Ibid.*

43 *Ibid.*

44 教会組織の自立性をどの程度認めるかという問題であろう。注(1), *Agostini Pascual v. Iglesia Católica*, 109 D.P.R. 172 (1979).

45 宗教団体の自立性を認めることは、司法権の介入がそれだけ抑制されるということの意味する。*Ibid.*

46 *Ibid.*

当局が侵害されたとし、特定のカトリック私立学校の閉鎖の原因となった要件一をカトリック高等学校が満たすのか否かという決定は、明らかに恣意的、違法または不当に教会の他の構成員に対して圧迫するような教会の決定が問題になっているのでないかぎり、国が介入を控えるべき信条の問題である<sup>47</sup>。

カトリックの市立学校の閉鎖によって、共同体の様々な面に不都合が引き起これるとしても、裁判所は、教会のそうした宗教行為を審査するために介入してはならない。

## VIII 憲法解釈と物語

### 1 分離の「壁」の物語

プエルトリコ自由連合国は、国民の自由な意思に基づいて合衆国との協定によって、合衆国に組み込まれており、もちろん、司法制度もその例外ではない。そして、プエルトリコ憲法2条5節の宗教の自由と政教分離原則は、合衆国憲法の修正1条に起源をもち、その解釈においても、合衆国連邦最高裁の法理が採用されている。プエルトリコ最高裁の判例も、連邦最高裁の解釈の揺らぎにも影響されている。ただし、連邦最高裁の議論がそのまま反映されるというのではなく、プエルトリコ最高裁なりの解釈が加えられている。先に紹介したピラル聖母学校事件でも、エヴァソン判決の「児童の福利論」に着目している。

エヴァソン事件判決（この事件ではニュージャージー州の制定法が修正1条の国教設立禁止条項に反するとして争われている）の多数意見を書いたブラック裁判官は、「今日のアメリカ人には、この文言が権利章典に書き込まれる原因となった悪事、恐怖および政治問題を生々しく思い出せないだろう。……それゆえ、再度、憲法の文言が整えられて採用された時代の背景と状況を簡単に振り返っておくこともわるくはない」として、国教設立禁止条項の歴史的起源にさかのぼって説明する<sup>48</sup>。「この国の初期の入植者たちの大部分は、政府の好む教会を維持し、出席するよう強いる法律の拘束を免れるために、ヨーロッパからこの地に逃れてきた」と<sup>49</sup>。さらに、ブラック裁判官は、「様々な時代と場

47 *Ibid.*

48 注(17), *Everson v. Board of Education*, 303 U.S. 1, 8 (1947).

49 *Ibid.*

所で、公権力は国教を支持していたので、カトリック教徒は、プロテスタント教徒を迫害し、プロテスタント教徒は、カトリック教徒を迫害し、プロテスタントの宗派は別のプロテスタントの宗派を迫害し、ある傾向の信条のカトリック教徒は、別の傾向のカトリック教徒を迫害し、これらすべてが、しばしばユダヤ人を迫害していた。……旧大陸のこうした慣行は、新しいアメリカに移植されて、そこに根付き始めた。イギリス国王が個人と会社に与えた勅許状そのものが、……この個人と会社が、信者であろうとなろうと、誰もが支持し出席を求められる国教を建てることを許可した」と<sup>50</sup>。さらに、「カトリック教徒は、その信条のために、追い立てられ、迫害された。自らの良心に従ったクエーカー教徒は、投獄された。バプティストは、とくに一定の支配的プロテスタント宗派の気に障った。たまたま特定地域の少数派となった多様な信条の男女が、自らの良心の命ずるようにならざる断固として神を礼拝することにこだわったため、迫害された」と続ける<sup>51</sup>。そして、「こうした慣行は、当たり前になりすぎて、自由を愛する植民者を驚愕させて、嫌悪感を抱かせた。聖職者の給与を支払い、教会を建て、その財産を維持するために課税することは、植民者の怒りをかきたてた」というのである<sup>52</sup>。

このような宗教的迫害を防止するために、国教の設立を禁止する必要性が建国世代には痛感されていたから、最初にヴァージニアで国教を否認する「ヴァージニア宗教の自由法 (Virginia Bill for Religious Liberty)」が可決されたというのが、ブラック裁判官の理解であった。確かに、1785年、ヴァージニアの立法府が、国教を維持する法案を審議しようとしたとき、マディソンは、「覚書と諫奏」を提出して、これに抗議した。これに対して、州議会は、法案の審議を延期した。次の会期で、法案は廃案となり、ジェファソンが提案したヴァージニア宗教自由法が可決された。修正1条の成立でも、マディソンとジェファソンは、指導的な役割を果たしたことは間違いない<sup>53</sup>。

しかしながら、宗教の自由求めて初期の北アメリカ大陸の入植者がヨーロッパからわたってきたというのは、歴史的事実ではないという批判がありうる

---

50 *Ibid.*, p. 9.

51 *Ibid.*, p. 10.

52 *Ibid.*, p. 11.

53 *Ibid.*, p. 12.

し<sup>54</sup>、ヴァージニア州の宗教の自由法の成立過程の説明についても正確ではない。つまり、ヴァージニア州では、マディソンを支えた選挙人の大部分が宗教心に厚かったとしても、国教を支える課税には反対していた人々も多かった。そこで、英国聖公会 (the Episcopal Church) がもはや唯一の国教でなかったとしても、選択肢は、二つありえた。すなわち、多元的な国教制度 (すべての宗派が州の援助を受ける) と国教制度の全廃という選択肢である。結果的には、後者が選ばれたが、かりにバプティスト (浸礼) 派 (the Baptists) と長老派 (the Presbyterians) が課税に賛成していたなら、多元的宗派による国教制度があったかもしれないのである<sup>55</sup>。

## 2 相対的分離の物語

ウィリアム・レンクィスト首席裁判官は、ウォーラス対ジェフリー判決の少数意見で、「38年前、本裁判所は、エヴァソン対教育委員会事件で国教設立禁止条項法理の創生を要約し」、「ジェファソンの言葉では、法による国教設立を禁ずる条項は、教会と国家との間の壁を立てることを意図していた」と述べたうえで、この法理を歴史的な観点から批判する<sup>56</sup>。すなわち、「間違った憲法史の理解に基づいて確固たる憲法の法を立てることは不可能であるが、残念なことに、国教禁止条項には、40年近くの間ジェファソンの誤解を招くような隠喩があきらかに入り込んでしまった」というのである<sup>57</sup>。

レンクィスト裁判官は、マディソンの修正1条の原案からその採択までの議論の過程を詳細にたどり、次のように論じている。「マディソンは、修正条項

54 LARUE, L.H., *Constitutional Law as Fiction: Narrative in the Rhetoric of Authority*, The Pennsylvania State University Press, University Park, 1995, p. 19.

55 *Ibid.*, p. 27.

56 注32, *Wallace v. Jaffree*, 472 U.S. 38, 91 (1985).

57 *Ibid.*, p. 93. 緩やかな政教分離原則の支持者からは、マディソンの政教分離の壁理論に対しては、3つの見解がある。①マディソンがヴァージニアで首唱した教会と国家の分離は、国レベルで考えたことは異なる。②修正1条を入れたとき、マディソンは、自説の正しさに固執せず、権利章典が必要だと信じている者たちの見解を示そうとしたに過ぎなかった。③マディソンがヴァージニアで見られた厳格な分離を全国レベルでまねようとしたとしても、彼の見解は、偶像破壊的なものであって、第一回連邦議会の考えを代表するものではなかった。TARR, G. Alan, "Church and State in the States," *Washington Law Review*, Vol. 64, 1989, p. 84.

を国教の設立を禁止するためのもので、おそらく宗派間での差別を防ぐためのものと考えていたことは、…議論の余地はないと思う。マディソンは、この修正条項を宗教と無宗教との間にあつて (between religion and irreligion) 政府の側の中立性を要求しているとは考えなかった」と<sup>58</sup>。そのうえで、レモン判決の三段階基準について、最高裁自身の判例を引用しつつ首尾一貫しない適用方法を批判し、次のように指摘する。「こうした困難な事態は、レモン・テストがその依拠する壁理論と同じように、修正1条の歴史に根拠を持たないからである」<sup>59</sup>と。

たしかに、建国の歴史過程は、レンキスト裁判官の説明したところに近く、エヴァソン判決の言うようなヨーロッパで迫害されていたプロテスタントの少数派が自由を求めて北米新大陸に渡ってきたという説明は、単純すぎる<sup>60</sup>。し

58 *Ibid.*, p. 99. レンキスト裁判官は、これ以外にも様々な事例を挙げている。以下に、その内容を要約する。

- ①1789年8月15日に発言した連邦議会議員のだれもが、国は完全に宗教と無宗教との間で中立であるべきであると示唆していない (*Ibid.*, p. 100.)。
- ②第一回連邦議会は、1787年の合衆国北西部の統治のために北西部条令を再可決したが、条令は、宗教の役割を積極的に認めていた (*Ibid.*, p. 101.)。
- ③「万能なる神にその恵沢を感謝せずに」会期を終えるべきではないという動議に対して、ジョージ・ワシントン、ジョン・アダムズおよびジェームズ・マディソンの全員が「感謝祭宣言 (Thanksgiving Proclamation)」を出した (*Ibid.*, pp. 102-4.)。
- ④トーマス・ジェファソンは、「断食や祈りは、宗教的実践であり、これを命ずるのは、懲罰行為である」として、この宣言には加わらなかった。しかし、18世紀から19世紀に移行する時期には、インディアンの教育に携わるに宗教団体に公金を用いられ、その典型的なものが、ジェファソンのカスカキア・インディアン (the Kaskaskia Indians) との条約であつて、これは、部族のローマ・カトリック教会と聖職者に補助金の付与を定めていた (この補助金が中止されるのは、1897年のことであつた) (*Ibid.*, pp. 104-5.)。
- ⑤19世紀の連邦最高裁判所裁判官でもあつた憲法学者のジョゼフ・ストーリーの著書を引用し、「修正1条の本当の目的は、キリスト教を抑えてイスラム教、ユダヤ教あるいは不信心を黙認することではなく、ましてやこうした信仰を促進することでもなく、キリスト教宗派間での対抗関係をすべて排除し、一宗教組織のみに排他的に後援すべきとするようないかなる国教をも阻止することであつた」と述べている (*Ibid.*, pp. 105-6; STORY, Joseph, *Commentaries on the Constitution of the United States (Abridged by the Author)*, Hilliard, Gray, and Company, Boston, 1833, p. 701.)。

かし、合衆国の独立革命に至る宗教の状況についても、レンクイスト裁判官の説明でも図式的すぎるだろう<sup>61</sup>。建国の父祖たちの「原意」を尊重する保守派

⑥さらに、トーマス・クーリーの著書も引用し、「宗教的信条の色合いがどんなものであろうと、すべて人にまつわる事件では宇宙の偉大な支配者が配慮し管理し支配していることを認め、感謝とともにその無限の恩恵を認識するか、またはその法を破ったことの罰が与えられるときには伏して悔悟するということが適切だと認めなければならない。感謝の日または絶食の日が定められるときも、司祭・牧師が陸軍と海軍に任命されるときも、立法府の会期が祈りまたは聖書の朗読で開始されるときも、または国の統治を支える課税から、宗教的礼拝所をすべて免除することで、宗教教育が促進されるときも、何ら憲法原則は、侵害されていない」と (*Ibid.*, p. 108; COOLEY, Thomas M., *A Treatise on the Constitutional Limitations Which Rest upon the Legislative Power of the States of the American Union*. Little, Brown, and Company, Boston, 1888, p. 583.)。「感謝の日」は、後に「感謝祭の日」となった。その過程は、「建国」神話の生成と重なる(大西直樹『ピルグリム・ファーザーズという神話』(講談社選書メチエ, 1998年) 165～9頁)。

59 注32, *Wallace v. Jaffree*, 472 U.S. 38, 110 (1985).

60 ヨーロッパ社会の貧困や宗教的迫害を逃れて北米に渡った人たちは、「やがて自らが切り開いた植民地社会を政治的・経済的に本国から自立させ、発展させることに努めた。その最大の成果が、人跡未踏の豊饒の地に生きるアメリカ人と呼ばれる新しい国民の誕生であり、合衆国の独立は、新しく生まれたこのアメリカ人の自由な政治的気風の必然的帰結と解釈された」が、「しかし、そのような自画自賛の歴史像が植民地時代史の実像とずれていることは、研究者の間ではすでに意見が一致している」。遠藤泰生「概説」亀井俊介・鈴木健次 [監修]『歴史で読むアメリカ文化史①植民地時代15世紀末-1770年代』(東京大学出版会, 2005年) 14頁。エヴァンソン判決の宗教の自由と国教設立禁止条項の誕生の物語も、この「自画自賛の歴史像」の宗教史版ということができる。

61 ジョナサン・エドワーズは、アメリカ独立革命以前に活躍した神学者・哲学者であるが、「大覚醒運動」(第一次リヴァイヴァル)を指導した人物として有名である。エドワーズを代表とするリヴァイヴァリストたちは、18世紀の初頭のアメリカの教区制度を脅かしたために、旧秩序の擁護者たちと衝突した一方で、ジェファソンやマディソンのような知識人たちは、理神論を信奉していた。このように全く異なる宗教上の見解を抱きながら、「宗教自由」(当時、ヨーロッパでは当然と考えられていた公定教会を認めないこと)という共通目的のために、合理主義者(理性を重視するジェファソンたち)と敬虔主義者(エドワーズの教えを引き継ぐリヴァイヴァリストたち)は手を組んだ」のである。野村文子「先年至福期—ジョナサン・エドワーズ『神の民の目に見えるユニオン』」「解説」・同前, 225頁。

からは、壁理論は批判されるであろうし<sup>62</sup>、政教分離を強調する自由主義派からは、この宗教的迫害が強調されることになる<sup>63</sup>。

私立学校に対する助成金問題は、まず、ニューヨーク州で生じた。この州に多くの移民が流入し、それにともないカトリック教徒の数も増大したからである。19世紀前の合衆国には公立学校の普及がある一方で、他方では、移民によるカトリック教徒の増加によりカトリック教会は、独自の教育事業を推進しようとした。つまり、カトリック教徒は、「公立学校のプロテスタント信仰の順守は、自分たちの宗教信念に反し、学校の偏った歴史教育によってカトリック教会に対する敵意と、カトリック教徒に対する偏見が促進されることになると異を唱えた」のである<sup>64</sup>。これに対して、州議会は、カトリック教会の学校を公教制度に組み入れるよりも、公立学校で宗派の見解を教えることを制限する方法で対処した。1846年のニューヨーク州憲法は、教育資金の用途を普通学校に限定し、さらに、1894年の憲法では、「何らかの教団の支配もしくは監督下にあるか、または何らかの教団の教義もしくは原理が教えられている」学校に資金援助することが禁じられた<sup>65</sup>。このニューヨーク州の事例が、他の州でも宗教と教育との完成を規律する憲法規定を誕生させるきっかけとなった<sup>66</sup>。そして、特に、第二次世界大戦後、私立学校に通学する生徒に対し、通学や教科

---

62 原意を重視する論者は、次のように論じている。「過去30年間以上にわたって、修正1条を再構成する中で、連邦最高裁は、4つの異なる基準を設けてきている。すなわち、『国教設立・テスト (Establishment Test)』(1947年)、『レモン・テスト (Lemon Test)』(1974年)、『エンドースメント (裏書)・テスト (Endorsement Test)』および『心理的強制・テスト (Psychological Coercion Test)』である。こうした変化を観察すると、トマス・ジェファソンの警告が思い出される」として、その言葉を次のように引用している。「憲法は、……こね回して好きな形に変えることができるような司法府の手の中にある単なる蠟細工ではない」と。「司法府の影響によって、憲法は、新たな『形』になっている」。BARTON, David, *Original Intent: The Courts, the Constitution, & Religion*, Wallbuilder Press, Aledo, Texas, 2002, p. 189.

63 SEHAT, David, *The Myth of American Religious Freedom*, Oxford University Press, New York, 2011, p. 288.

64 TARR, *op. cit.*, p. 90.

65 *Ibid.*, p. 92.

66 *Ibid.*, p. 93.

書の費用を間接的に援助することが合憲か否かが争われるようになった<sup>67</sup>。このような流れの中で、エヴァーソン事件判決が言い渡されたのである<sup>68</sup>。

このように合衆国においては、政教分離原則に基づく宗教団体に対する公金支出の禁止は、州の憲法に明文化されてきた。そこで、「州の権利章典の侵害があるならば、裁判所は、連邦の憲法問題に専念する必要はなくなる」から、まず州の裁判官がその合憲性を判断すべきだという見解と、「連邦憲法が市民の自由を最初に保護すべきであって、州の権利章典は、補完的または補助的なものとみなされるべきである」という考えがありうる<sup>69</sup>。しかしながら、そもそもプエルトリコは、州ではない。そこで、プエルトリコの主権は、どこまで認められるかが問題となりうるが、「プエルトリコ自由連合国」は、合衆国の州とほぼ同じ取り扱いを受けている<sup>70</sup>。

67 *Ibid.*, p. 96.

68 エヴァーソン事件判決のジャクソン裁判官の少数意見は、カトリック教会に批判的である。

「我々の公立学校は、プロテスタント信条の産物ではないにせよ、少なくともカトリックの文化や価値観よりもプロテスタントの方に一致している。公立学校は、1840年ごろから比較的最近発展したものである。学校は、この世に必要なあらゆる知識を授けて、宗教については厳格で高遠な中立性を維持するように、世俗教育をあらゆる宗教教育から分離できるという前提の下に造られている。個人は、世界の知恵を授けられた後に、自分宗教を選ぶのがもっともふさわしいと想定されている。……

教区学校がローマ・カトリック教会の最重要とまではいわないまでも、重要な一部であることを否定するカトリック教徒がいたなら、私には驚きである。……カトリック教育は、全構造物が建てられている岩であって、教会の学校に税の援助を与えることは、私には教会そのものに税の援助を与えることと区別できないのである」。注(17), *Everson v. Board of Education*, 303 U.S. 1, 24, 25 (1947)。

この少数意見には、次のように批判されている (LARUE, *op. cit.*, p. 31.)。

- ① 公立学校が「厳格で高遠な中立性を維持するように」設けられたという主張は、本当ではない。
- ② 合衆国でローマ・カトリック教会が教区学校を造ったのは、公立学校の敵対的なプロテスタント主義に対する純粋に防衛的な措置であったことをジャクソン裁判官の議論は無視している。
- ③ カトリックの学校がジャクソン裁判官のいう目的を達成していない点でも、この議論は誤りである。

69 TARR, *op. cit.*, p. 108.

## IX 合衆国の膨張と宗教の自由・政教分離原則

## 1 領土獲得と宗教

合衆国は、独立後、英国だけではなくフランス、スペインなどの植民地に取り囲まれていた。これらの国々は、いずれも君主政であり国教をもっていた。君主政と国教制度は相互に緊密に結びついていたが、合衆国が共和政を採るについては、合衆国のキリスト教の変容もあった<sup>71</sup>。いずれにせよ、合衆国は、建国時の13州からの北アメリカ大陸西方へと膨張し拡大し、こうした西欧の大国の植民地を吸収合併していった。

すでに、1787年、連盟規約時代の連邦議会は、北西部条令を設け、州に属さない連邦の領土についての統治原則を定め、これは1791年の第一回連邦議会でも若干の修正のうえ承認された。この条令は、宗教について「宗教、道徳およ

70 カレロ＝トレード対ピアソン・ヨット貸出会社事件連邦最高裁判所判決は (*Calero-Toledo v. Pearson Yacht Leasing Co.*, 416 U.S. 663 (1974).), 第三者所有物の没収が適正手続きに反するとして、告知聴問を認めないプエルトリコの法律お法律を違憲とした。外国人による民間での土木技師業を禁止するプエルトリコの法律が、「憲法によって保障されたいかなる権利、特権または免除」を剥奪するものとして、違憲とされた (*Examining BD. V. Flores de Otero*, 426 U.S. 572 (1976).)。また、プエルトリコの空港でマリワナと現金25万ドルを隠し持っていたとして有罪とされた人物の捜査は、連邦憲法の修正4条に反するとされた (*Torres v. Puerto Rico*, 442 U.S. 465 (1979).)。

71 ベンジャミン・フランクリン、トーマス・ジェファソン、ジョージ・ワシントン、ジェームズ・マディソン等は、長いこと共和主義と結びついてきた異端的な宗教的意見を抱いていた。しかし、共和主義の支持者には、こうした理神論者やユニテリアン主義者 (these deists and Unitarians) だけでなく、他のキリスト教宗派も加わった。つまり、「古い英国の教会を代表するプロテスタント神学の保守派、新たに生まれた福音主義の乱暴な推進者、大陸から来た伝統的なプロテスタント信仰の代弁者、ローマ・カトリック教徒、さらにはアメリカのユダヤ人の小さな共同体のようなもの代表者までが加わった。違う文脈だったら、こうした伝統宗教の信者たちは、ジェファソン、フランクリンその他異端的な建国者たちの共和主義の信念を拒否したかもしれない。実際には、そうではなかった。むしろ、こうした信者たちは、拒否する宗教を抱く建国者の共和主義政治を受容するために、通常であれば (合衆国の外であるなら) 自分たちの宗教信条に伴う反共和主義信念をわきに置いたのである」。NOLL, Mark A., *America's God: From Jonathan Edwards to Abraham Lincoln*, Oxford University Press, Oxford, 2002, p. 64.

び知識は、善き政府と人類の幸福のために必要である」(3条)と規定し、宗教の必要性を認めている。1803年、当時フランス領であったルイジアナを購入する条約は、「譲渡された領土の住民は、合衆国同盟に編入され、連邦憲法の実原則に従ってできるだけ早期に、合衆国市民としてのすべての権利、特権および免除を享有することが認められなければならない、それまでの間、住民たちには、自由、財産および自ら信ずる宗教が維持され、保障されなければならない」(3条)と規定する。スペインからフロリダ地方を獲得した1819年のアダムズ=オニス条約も、「譲渡された領土の住民は、宗教の自由の行為も確保され制約されない」(5条)と規定する<sup>72</sup>。

米墨戦争により合衆国が獲得した領土の住民について、1848年のグエダルーペ=イダルゴ条約は、「前記領土(合衆国が獲得した領土)において、メキシコ共和国市民の性格を維持しないメキシコ人は、前条に定められたところに従い合衆国に編入され、合衆国憲法の原理に従って合衆国市民としてのすべての権利の享受ができるだけ速やかに認められなければならない。そして、その間、その自由および財産の享受が維持され、保護され、また、宗教の自由の行為も確保され制約されない」(9条)と規定する<sup>73</sup>。ロシアからアラスカを購入した1867年の条約も、合衆国が購入した領土にとどまるならば、「合衆国市民としてのすべての権利、特権および免除を享有することが認められなければならない、その自由、財産および信ずる宗教が維持され、保障されなければならない」(3条)と定める<sup>74</sup>。

さらに、米西戦争の結果、獲得した旧スペイン領(キューバ、プエルトリコ、フィリピン・グアム)についても、1898年のパリ条約は、「スペインが放棄またはその主権を譲渡する領土の住民は、その宗教の自由な行為が確保されなければならない」(10条)と定める<sup>75</sup>。これらの新たに獲得した領土は、カトリック

72 5条の文言は次のとおりである。“The Inhabitants of the ceded Territories shall be secured in the free exercise of their Religion, without any restriction,…”  
<http://www.tamu.edu/faculty/ccbn/dewitt/adamonis.htm>

73 この宗教に自由に関する文言は、アダムズ=オニス条約のものと同じである。

74 3条の文言は、以下のとおりである。“The inhabitants of the ceded territory, … shall be admitted to the enjoyment of all the rights, advantages, and immunities of citizens of the United States, and shall be maintained and protected in the free enjoyment of their liberty, property, and religion.”

教徒が強い勢力をもっていた<sup>76</sup>。ただし、デンマークからヴァージン諸島を購入する条約においては、デンマーク国教会に対して財産を保障する旨の約束をしている<sup>77</sup>。

合衆国の領土の拡大は、建国時のプロテスタントとはことなるキリスト教宗派の住民を取り込んでいった。新たに合衆国の領土となった地域の住民たちは、自身の宗教的信念を維持しつつ、合衆国に忠誠を誓うことで、合衆国市民となった。しかしながら、ローマ・カトリックを国教としていた国々は、それぞれ独自の歴史的背景を有している。合衆国に組み込まれるということは、国教だった宗教が国家からの援助を失うことを意味していた。

## 2 合衆国の占領と宗教—フィリピンとハイチ

合衆国に組み込まれた地域は、連邦領となり、おおくは合衆国に編入された。プエルトリコ最高裁判所も、合衆国の司法制度に組み込まれ、プエルトリコ憲法の政教分離原則もアメリカの法理に沿って理解され、適用されている。つまり、プエルトリコのローマ・カトリックの歴史の上にエヴァソン判決あるいはジャフリー判決を通じて合衆国の宗教史が重ねあわされる。しかしながら、合衆国の占領後植民地とされながらも独立した国もある。その典型がフィリピンである。合衆国の統治下で制定された1935年憲法の政教分離原則は、その後の1976年憲法を経て、現行の1987年憲法へと受け継がれている。この1987年憲法の政教分離原則の意味について、代表的な教科書でも、エヴァソン判決の教会と国家の壁理論を引用し解説している<sup>78</sup>。また、フィリピン最高裁は、労働組

75 10条の文言は、次のとおりである。“The inhabitants of the territories over which Spain relinquishes or cedes her sovereignty shall be secured in the free exercise of their religion.” <http://www.msc.edu.ph/centennial/treaty1898.html>

76 スペインの植民地は、とうぜんローマ・カトリックが国教とされ、メキシコも米墨戦争までローマ・カトリックを国教としていた。フランスは、革命後、カトリック教会と敵対的な関係になったが、ナポレオンによる1801年の政教条約によって、カトリック教会との和解を試みている。ロシアの場合は、アラスカ購入時には憲法典をもっていなかったが、ロシア正教会が国教であった。

77 「デンマーク国教会に属す教区は、教会に付属する牧師館とともに、現在利用している教会が保有するものとする」(デンマーク領西インドを合衆国に譲渡する条約2条2項1号)。 [http://www.jstor.org/stable/25751924?seq=1#page\\_scan\\_tab\\_contents](http://www.jstor.org/stable/25751924?seq=1#page_scan_tab_contents)

合のクローズド・シヨプ制にもかかわらず、労働者が宗教的信条から労組への加入を拒否した事件で<sup>79</sup>、アレン判決を引用し、「制定法は、憲法の禁止の制約に耐えるには、世俗的立法目的を有し、その主要な効果が宗教を促進せず、また阻害しないものでなければならない」と判示している。ただし、1987年憲法は、他方では政教分離原則を緩和するような規定を設けており<sup>80</sup>、「教会と国家の分離原則から決められる範囲で、この二大団体は、人民の福利のために奉仕するようともに力を合わせてして働くことができる」と説明されている<sup>81</sup>。このように、教会の存在意義が肯定的に評価されているのは、独立以降、カトリック教会のみならずその他のキリスト教教会が民主化運動に積極的に関わった結果であると考えられる<sup>82</sup>。現在のフィリピンは、合衆国憲法の政教分離原則の強い影響を受けつつも、独立後のカトリック教会を中心とするキリスト教勢力の社会的・政治的参加を反映しこの原則をフィリピンの状況に適合させている<sup>83</sup>。

フィリピンは、現在も合衆国憲法原理の強い影響下にあるが、これと対蹠的なのがハイチである。合衆国によるハイチの占領は、19年に及んだが、合衆国

78 DE LEON, Hector S., *Text Book on the Philippine Constitution*, 2005 Ed., Rex, Manila, 2005, p. 53.

79 *Victoriano v. Elizalde Rope Workers Union*, 59 SCRA 54 (1974). フィリピン最高裁判所は、合衆国連邦最高裁のエヴァソン判決だけでなく、レモン判決さらには教育委員会対アレン判決 (Board of Education v. Allen) を引用している (PAN-GALANGAN, Raul C., "Religion and the Secular State: National Report for the Philippines," MARTÍNEZ-TERRÓN, Javier, & DURHAM, Jr, W. Cole, *Religion and Secular State*, The International Center for Law and Religion Studies, Brigham Young University, Provo, Utah, 2010, p. 559. <http://www.iclrs.org/content/blurbs/files/1.%20Forematter%207.73.pdf>).

80 宗教目的の財産の免税措置 (6条28節3項)、軍、刑事施設、孤児院、ハンセン病施設の聖職者に対する公金・公有財産の支出・利用 (6条29節2項)、初等・中等教育での選択的宗教教育(14条3節3項)、さらには行政命令による宗教的祝祭日の指定などがある。DE LEON, *op. cit.*, p. 53.

81 *Ibid.*, p. 54.

82 GENATO Reullida, M<sup>a</sup>. Lourdes G., "Religion, Church, and Politics in the Philippines," ENCARANACION TADEM, Teresa S., & MORADA, Noel M. (Ed.), *Philippine Politics and Governance: Challenges to Democratization & Development*, University of the Philippines, Quezon City, 2006, p. 75.

のハイチ人に対する宗教政策は、フィリピンとは根本的に異なっていた。合衆国の宗教の自由と政教分離原則は、宗派は問わないもののキリスト教という大枠の中で適用されてきたが、合衆国は、占領を通じてハイチでは異質な宗教に出会ったからである。ハイチは、1697年のリスウィック条約 (the Treaty of Ryswick) によって、スペインからフランスに譲渡され、サン・ドマング (St. Domingue) と呼ばれた。このフランスの植民地に連れてこられた奴隷たちの宗教的伝統が、キリスト教 (ローマ・カトリック) と混じり合って新しいアフリカ的色彩の宗教、つまりカトリック教と土着の双方をあわせもったヴードゥー教 (Vodou) となった<sup>84</sup>。

1791年のサン・ドマングでの奴隷の大反乱は、1804年のハイチの独立に結実し、ヴードゥー教は、黒人奴隷を結束させ、反乱への参加を促して、少なからぬ役割を果たした。しかし、欧米諸国は、ハイチを独立国として直ちに承認せず、教皇庁も、1805年から1860年までの間、関係を断っていた。この間も、ヴードゥー教は、独自の発展を遂げるが、ハイチの支配者層は、反乱を鼓舞したヴードゥー教の力を抑え込み、また、ハイチが非文明的な国であると欧米諸国から見なされることを恐れ、1935年の刑法によって「魔術 (sortilèges)」や占いを罰する規定を設けた (405条~407条)<sup>85</sup>。とくに1860年に教皇庁と政教条約を結んでからは、カトリック教会の敵対的な態度もあり、ヴードゥー教を「迷信」として取り扱おうとした<sup>86</sup>。

1915年の合衆国海兵隊のハイチへの侵攻は、直接的には大統領が虐殺された事件に起因するが、その背景には、合衆国は、ハイチがドイツ海軍の基地とな

83 元フィリピン最高裁判所裁判官は、次のように述べている。「建国者たちと同じように、今日、キリスト教徒の願いも、同じ一つのものである。すなわち、自由であり、教会の場合は、あらゆる罪と抑圧からの自由である。……担うべき任務は、飢えた者に食事を与え、裸でいる者に服を着せるというような単純なものではない。慈善ではなく、キリストの兵士としての我々の義務は、公正で、情に厚く、神を恐れる社会の基礎を築くことである」と。SARMIENTO, Abraham F., *Journey of A Retired Supreme Court Justice*, University of the Philippines, Diliman, Quezon City, 2008, p. 326.

84 EDMOND, Ennis B., & GONZALEZ, Michelle, *Caribbean Religious History*, New York University Press, New York, 2010, p. 58.

85 RAMSEY, Kate, *The Spirits and the Law: Vodou and Power in Haiti*, The University of Chicago Press, Chicago, 2011, pp. 58-9.

るのではないかという恐れと、さらには、ウッドロー・ウィルソン大統領の外交政策にあった。1913年3月12日、大統領は、「恣意的な、または不規則な力によるのではなくして、法に基づく公正な統治の整然とした過程」を通じて国際協力に関与すると宣言した<sup>87</sup>。しかし、この法に基づくという場合の法には、二つの意味が込められていた。すなわち、一方では、民主主義的な平等主義つまり万人が平等であるという法の支配を意味し、他方では、権威主義的な家父長主義つまり服従と規律を強えられる家父の法を意味していた。これらの二つは、人種理論でつながっていて、アフリカ人は、人種的に劣っているゆえに、ハイチ人も、家父長的権威主義によって指導しなければならないと考えられていた<sup>88</sup>。

したがって、ヴードゥー教は、遅れたハイチ社会の遺物であって、除去されるべきものとみなされた<sup>89</sup>。合衆国の占領下で制定された1918年の憲法にも、「すべての宗教は、等しく自由である。/各人は、公の秩序を乱さない限り、その宗教を表白し、その宗教を自由に実践する権利を有する」(17条)と定め

86 新大陸の征服は、先住民のキリスト教化を伴った。その際、「迷信 (superstitions)」、 「偶像崇拜 (idolâtrie)」、 「物神崇拜 (féétichisme)」によって、ある民族は、劣った文化水準にあるとされた。HURBON, Laënnec, *Dieu dans le Vaudou haïtien*, Maison Neuve & Larouse, Paris, p. 32.

87 RENDA, Mary A., *Taking Haiti: Military Occupation & the Culture of U.S. Imperialism 1915-1940*, The University of North Carolina Press, Chapel Hill, 2001, p. 100.

88 *Ibid.*, pp. 112-3.

89 合衆国の占領中、ペンシルバニア大学の社会学教授は、ハイチでの調査を終えて、次のように報告している。「ハイチの公式の宗教は、キリスト教(ローマ・カトリック)であり、国も教会を支持している。19世紀のほとんどの間、教皇もほとんど支配していなかったが、1860年に政教条約が結ばれた。……最上流集団を除いたすべてにおいて、人民の本当の宗教は、キリスト教で表面を飾っただけのアフリカ起源の宗教である。……したがって、今日のヴードゥー教ダンスは、乱交パーティーに墮すこともよくある。……これは、今日では法律によって禁止されているが、白人がこれを見ることはめったにないが、いぜん存在している。……このような宗教の段階にあっては当然のことであるが、迷信がひどくはびこっている」と。そして、人身御供 (Human sacrifice) や人食い (Cannibalism) の噂も書き留めている。KELSEY, Carl, *The American Intervention in Haiti and the Dominican Republic*, American Academy of Political and Social Science, Philadelphia, 1922, (Cornell University Library, 2006), pp. 122-3.

ていた<sup>90</sup>。たしかに、信教の自由は、合衆国憲法の基軸となる自由であるのにもかかわらず、アメリカ人は、ヴードゥー教に好意的態度はいうに及ばず、中立的な態度も見せることなく、過酷な弾圧を行った。その際、占領軍は、前記のヴードゥー教を禁ずる刑法の条文を利用したが、それは、民衆の反乱にヴードゥー教が密接にかかわっていると信じたからである<sup>91</sup>。「要するに、アメリカの占領は、ヴードゥー教に対して組織的な迫害を行い、ハイチに過酷な植民地制度を再建しようとしたのである。虐殺、手の込んだ拷問、コルヴェ(corvée)つまり農民に対する強制労働、戒厳法によるテロルそれから叛徒の疑いのある者の略式による処刑といったものは、占領統治の方法となるのである」とまで指摘されている<sup>92</sup>。その上、弾圧の理由は、宗教だけに還元できない。それは、「人種主義が合衆国とヨーロッパにおいて科学的主張と一緒に利用された時代における、また人種主義が第二次世界大戦を準備していた時代における文明と野蛮との対立のパラダイムにもとづいて計画された」からである<sup>93</sup>。結局、家父長的な権威主義による上からの改革は、ヴードゥー教を弾圧することによって民衆の反発を招いたと指摘されている<sup>94</sup>。

## X 結論にかえて

リンチ事件判決でのパーガー裁判官によれば<sup>95</sup>、アメリカ人は一般的「宗教的な人民」であって、公共の場でのイエス生誕像の展示も、宗派的象徴をもた

90 MARINÑAS OTERO, *Las constituciones de Haití*, Ediciones Cultura Hispanica, Madrid, 1968, 397.

91 RAMSEY, *op. cit.*, p. 120.

92 HURBON, Laënnec, *Religion et lien social: L'Église moderne en Haïti*, CERF, Paris, 2004, p. 241.

93 *Ibid.*

94 「徹底的に崩壊した地方の生活においては、1915年から34年の合衆国の占領から今日まで、農民の『後進性』に対する治療薬として処方された上からの『近代化』の指導そのものが魔術の噂を強めてしまい、今度は、この噂が近代化政策を民衆が批判する言語として役立った」のである。RAMSEY, Kate, *The Spirits and the Law: Vodou and Power in Haïti*, The University of Chicago Press, Chicago, 2011, pp. 255-6.

95 注34, *Lynch v. Donnelly*, 465 U.S. 668, 673 (1984).

なければ、合憲である考えようとしている。この考えには、道徳的伝統としての宗教の役割を認めようとする姿勢が見られる。これに対して、日本の裁判官は、日本人は、宗教的人民ではないこと（世俗性）を強調することで、宗教的象徴が許されるという見解を表明していると指摘されている<sup>96</sup>。両者の違いの背景には、それぞれの宗教観の違いが横たわっている。

裁判官が憲法問に取り組む態度は、通常のコモン・ローと異なる特徴があると指摘されている。フランクフェーター裁判官は、憲法問題に取り組む裁判官は、「歴史家、哲学者および予言者に要求される能力を兼ね備えるべきで」あり、判決が「人の本性および経験の総計に由来する」ものであることを説いている<sup>97</sup>。ブラック裁判官も、権利章典が提案され、批准された当時の歴史的事情、言論の自由の観念の成立などを考慮したうえで憲法判断を下すべきであると考えた<sup>98</sup>。しかし、裁判官は、憲法訴訟においては「歴史家、哲学者および予言者」の能力を要求されるとすれば、それはいかなる歴史、哲学および予言を前提としているのだろうか。こうしたものは、全人類に共通な一種透明で中立的なものでありうるのだろうか。それとも、合衆国の「歴史、哲学および予言」が普遍的であって、各国の裁判官は、この普遍基準を採用すれば適切な判断が導き出せるのだろうか<sup>99</sup>。

「アメリカ合衆国という国家は、『アメリカ合衆国憲法』という憲法典の成立とともに成立した、世界でも稀有の人為的国家であるが、憲法典の起草・制定に関与したマディソン（第四代大統領となっている）らを『建国の祖父たち』として扱い、憲法を中心に『建国』の“物語”が作られ、『法』としての『憲法』はそうした“物語”性の上に展開されてきた」と指摘されている<sup>100</sup>。しかしながら、合衆国の成立とその発展の過程も、先住民やアフリカ系アメリカ人

96 JACKSON, Vichki, & TUSHNET, Mark, *Comparative Constitutional Law*, 2<sup>nd</sup> ed. Foundation Press, 2006, p. 1429. リンチ事件については、注34参照。

97 芦部信喜「序論—憲法訴訟論の課題」芦部信善編『講座憲法訴訟第1巻』（有斐閣、1987年）31頁。

98 中村治朗『裁判の客観性をめぐって』（有斐閣、1970年）144～5頁。

99 猿払事件の最高裁判決は、「外国法は一つの参考資料にとどまる」と述べている。芦部・前掲書、40頁。客観性を追求しようとすれば、自国の歴史に触れざるをえないであろう。

100 佐藤幸治『憲法とその“物語”性』（有斐閣、2003年）65頁。

から見れば、また異なる物語となるかもしれない。日本は、第二次世界大戦における敗北によって、新たな物語を受け入れるよう強いられたともいえるだろう。本稿で論じた国々は、ハイチを除けば、合衆国型の宗教の自由と政教分離原則を取り入れながらも、合衆国とは微妙に異なる発展を見せている。しかし、占領軍が直面した日本の宗教は、ハイチに似て、キリスト教ではなかった。日本の物語が必要とされる所以である<sup>101</sup>。

---

101 目的・効果基準の限界とともに、従来の「国家神道」のとらえ方に疑問を呈している。松村比奈子『政教分離原則の適用基準に関する研究—目的・効果基準の再構成』(成文堂, 1997年) 244頁。